

## ゼロカーボン社会共創プラットフォーム 参加規約

(名称、目的、事務局)

- 第1条 ゼロカーボン社会共創プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）は、2050 ゼロカーボンに向けて、多くの主体が分野を超え、「学び」、「つながり」、「共創する」場であり、情報や課題を共有して解決策を共創することにより、ゼロカーボン社会を実現すること、世界を牽引する“サステナブル NAGANO”を確立することを目的とする。
- 2 プラットフォームの英語表記は「Sustainable Nagano Cross-Creation Platform」とする。
- 3 プラットフォームの事務局は、長野県環境部環境政策課が担う。

(活動)

- 第2条 プラットフォームは、前条第1項に定める目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。
- (1) 複数の主体が共創して行う脱炭素につながるプロジェクトの実行
  - (2) プロジェクトを創出するための対話の場（ダイアログ等）の開催
  - (3) 様々な観点から脱炭素やライフスタイルの変容につながる実例を学ぶ場（サステナゼミ等）の開催
  - (4) 脱炭素につながる県の施策、事業に対する提案の受付
  - (5) 脱炭素につながる技術やサービス等に関する情報交換
  - (6) 地域ごとに多様な主体がそれぞれの取組や課題を共有し、連携を強化するためのゼロカーボンミーティングの開催
  - (7) その他、プラットフォームの目的を達成するために必要な活動

(参加者)

- 第3条 第1条第1項の目的に賛同する個人又は団体は、プラットフォームに参加することができる。
- 2 参加しようとする者は、事務局の承諾を受けた上で参加するものとする。
- 3 参加を希望する者は、事務局の定める一定の情報（以下「参加者情報」という。）を事務局の定める申込フォームに記入・提出することにより参加を申し込むものとする。事務局がこれを承諾した時点をもって、事務局と参加者との間に、本規約の諸規定に従ったプラットフォームへの参加が成立する。

(参加費)

- 第4条 参加費は無料とする。

(禁止行為)

- 第5条 参加者は、プラットフォームへの参加に当たり、以下の各号のいずれかに該当す

る行為を行わないものとする。

- (1) プラットフォームに参加する者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為（かかる侵害を直接又は間接に惹起する行為を含む。）
  - (2) 事務局によるプラットフォームの運営を妨害するおそれがあると合理的に認められる行為
  - (3) その他、プラットフォームを中心としたコミュニティの健全な発展を目指す上で事務局が不適切と判断するあらゆる行為
- 2 事務局は、参加者の行為が前項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると合理的に判断した場合には、参加者によるプラットフォームのイベントへの参加を認めない等の措置をとることができるものとする。

（本規約等の変更）

第6条 事務局は、本規約を変更できるものとする。

- 2 事務局は、本規約を変更する場合には、変更の内容及び変更の効力発生時期を、当該効力発生時期までに周知するものとする。

附 則

この規約は、令和4年（2022年）9月30日から施行する。